

仕様書

1 件名

令和7年新年賀詞交換会における飲食提供等業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年1月7日（火）まで

3 開催日時

令和7年1月7日（火） 正午開会（受付：午前11時から）

※午後1時30分閉会（見込）

※作業は午前9時以降可能

4 当日来場予定人数

約1,000人

5 履行場所

練馬区立光が丘体育館（練馬区光が丘四丁目1番4号）

6 委託内容

- (1) 受託者は、以下の飲食物を用意する。なお、飲食物については、別添1に掲げる基準をすべて満たすものとする。

品名	数量	備考
オードブル	800人分	4品以上
ビール（瓶）	600本	1本500ml ※大瓶（633ml）の場合は474本
日本酒（瓶）	50本	1本180ml（一合）
レモンサワー（缶）	100本	1本350ml相当
ハイボール（缶）	100本	1本350ml相当
ノンアルコールビール（瓶）	300本	1本334ml相当
ウーロン茶（瓶）	200本	1本200ml
ジュース（瓶）	150本	1本200ml

- (2) 受託者は、料理は 800 人分すべてを接待テーブルに配置することとし、各接待テーブルには、全種類の料理を 2 セットずつ配置する。また、飲料は提供する全量を接待テーブルには置かず、瓶で提供する飲料は、それぞれ必要数を配置する。配置しない飲料の保管場所は、別添 2 に示す「ケータリング業者控室」を使用すること。
- (3) 受託者は、飲食に必要なコップ、受け皿等を各テーブルに配置すること（テーブルクロスは区が事前に設置する）。なお、コップ、受け皿は紙製のものを用意することとする。コップ、受け皿等はテーブルに配置するほか、予備を「ケータリング業者控室」に用意しておくこと。また、乾杯の際に不足のない数の栓抜きを用意すること。
- (4) 受託者は、飲食物等の配置を受付開始までに完了させること。
- (5) 受託者は開会中、区が別途用意する給仕者または参加者（以下「給仕者等」という。）の求めに応じ、「ケータリング控室」に保管してある飲料を提供すること。提供にあたっては、瓶に入った飲料は瓶のまま提供し、缶に入った飲料は、氷を入れたコップに移し替えた上で提供する。また、給仕者が「ケータリング控室」に持ち込む空き瓶等を随時回収すること。
- (6) 受託者は開会中、給仕者等の求めに応じ、予備のコップや受け皿等を提供すること。
- (7) 閉会后、残った飲食物については、受託者が持ち帰ること。なお、各テーブルに残った飲食物については、給仕者が 1 か所に集約するものとする。
- (8) 受託者は、受託事業の実施にあたり、練馬区環境方針（別添 3）および環境関連法令を遵守するとともに、環境負荷の低減に努めること。

7 支払方法

検査終了後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 区が中止または実施内容の変更等の判断をした場合、区は受託者に対し速やかに通知するとともに、下記割合のとおり本契約に係る経費を支払う。ただし、1 円未満の端数は切捨てとする。

21 日前まで 0%、 20～8 日前まで 30%、 7～2 日前 50%
前日および当日 100%

- (2) この仕様書に定めのない事項は、区と協議の上決定すること。

9 担当

練馬区総務部総務課総務係 井須

電話 03-5984-2600 (直通) FAX 03-3993-1195

令和7年新年賀詞交換会における飲食提供等業務委託で用意する
飲食物について（補足資料）

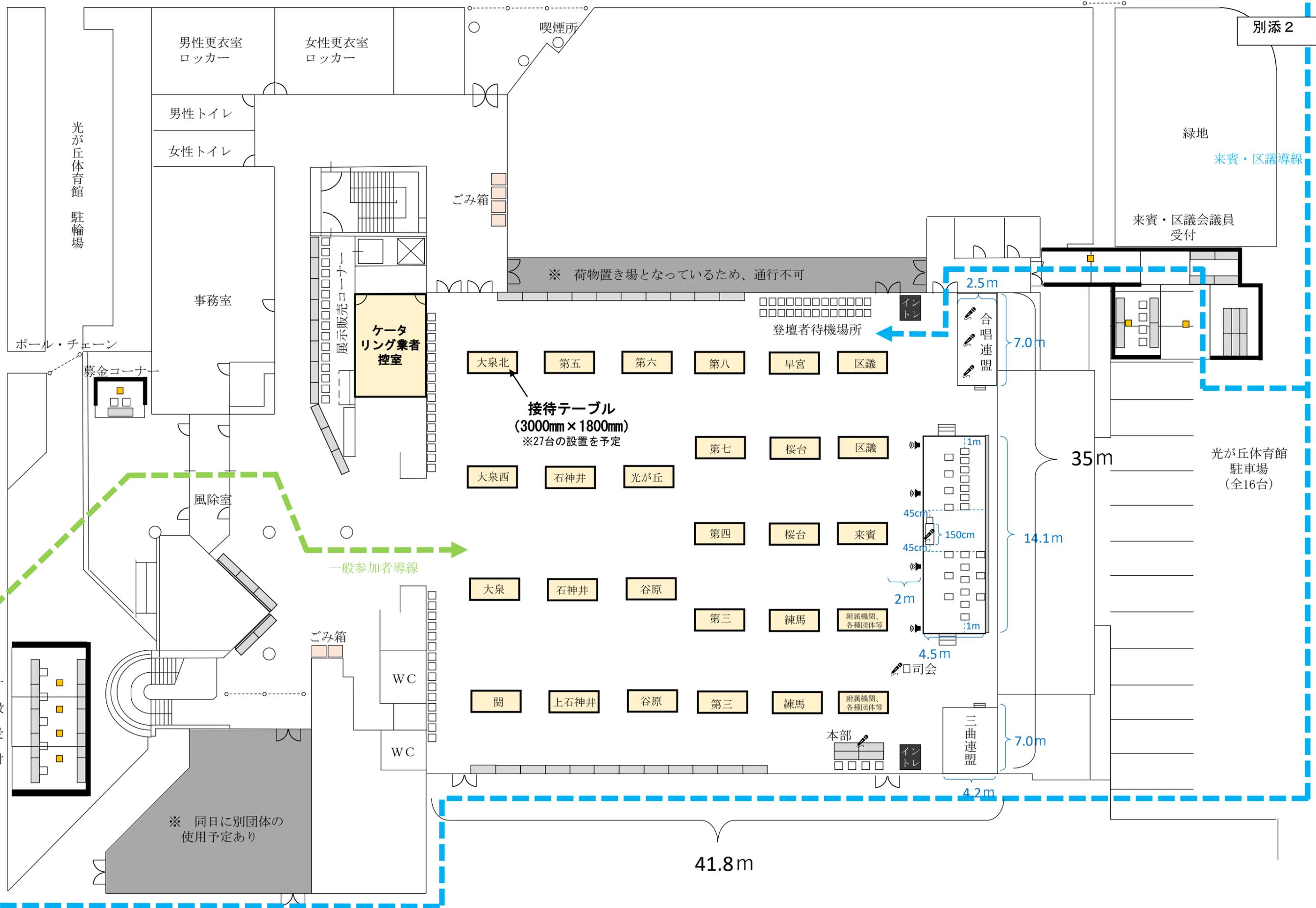
1 オードブルについて

- ・和食、洋食、中華料理を可能な限り均等に用意するなど、料理のカテゴリーのバランスを十分考慮し提供すること。
- ・食中毒防止等の観点から、生ものの提供は避け、加熱が必要な食品は中心部まで十分に加熱すること。

2 飲料について

- ・提供する飲料は、以下参考商品と同じものを用意すること。用意が困難な場合は、下記参考商品と同等の商品を用意すること。

品目	参考商品
ビール	アサヒ スーパードライ
日本酒	嘉泉
レモンサワー	キリン 氷結〈シチリア産レモン〉
ハイボール	サントリー 角ハイボール
ノンアルコールビール	サントリー オールフリー
ウーロン茶	アサヒ 烏龍茶
ジュース	バヤリース オレンジジュース



※設営業者との調整過程で、レイアウトを変更する場合があります。

別添 2 (光が丘体育館 1階会場図)

光が丘公園 駐車場

練馬区環境方針

(基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にす文化を育むとともに、環境を保全するための仕組みをつくること、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、環境基本条例や環境基本計画に基づく施策を率先して推進します。

(基本方針)

- 1 率先して環境への負荷を減らします。
 - (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
 - (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
 - (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

- 2 みどりと共生できる生活都市を推進します。
 - (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
 - (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
 - (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。

- 3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。
 - (1) 環境にやさしいところを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
 - (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、環境保全を推進します。
 - (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。

(テーブル配置)



(料理配置例① (小分けの場合))

(料理配置例② (大皿の場合))



(料理例)







